

「新しい倉敷への第1歩！想いを実現させよう 阿知3丁目再開発」

# 倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース第1号

2018年3月30日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合設立発起人 住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111

## 組合設立総会の開催について （平成30年4月22日（日）14時開始！）

3月20日、岡山県知事より「倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合」の設立が認可され、3月30日の県公報にて組合設立認可が公告されました（※認可公告の内容は、組合事務所の掲示版に30日間掲示されます。）。

これを受け、準備組合解散総会及び組合設立総会を以下のとおり開催いたします。正式なご案内につきましては、別途、事務局よりお知らせいたします。



### 【市街地再開発準備組合 解散総会】

日時：平成30年4月22日（日）13時15分から  
場所：倉敷ステーションホテル4階

### 【市街地再開発組合 設立総会】

日時：平成30年4月22日（日）14時00分から  
場所：倉敷ステーションホテル4階

## 事業に関する説明会の開催について

組合設立を受け、当地区の関係権利者（土地所有者、借地権者、テナント・入居者等の占有者、担保権者）を対象に、都市再開発法第67条の規定に基づき、倉敷市阿知3丁目東地区第一種市街地再開発事業に関する説明会を開催します。昨年11月に開催した説明会の内容と同じものを予定しており、主に事業概要や今後関係権利者の皆様が行うべき手続きについて、ご説明いたします。

### 倉敷市阿知3丁目東地区

#### 第一種市街地再開発事業に関する説明会

- 土地所有者、借地権者向け  
平成30年4月18日（水）10時開始
- テナント・入居者等の占有者向け  
同日 13時30分開始
- 担保権者向け  
同日 16時開始

※場所はいずれも、以下のとおり

倉敷市阿知3丁目9番32号  
倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合会議室

# 金銭給付等希望申出書もしくは 借家権消滅希望申出書の提出について

新しい再開発ビルで床を取得せず転出されることを希望される方は、都市再開発法第71条の規定に基づき、**組合設立認可公告のあった日（3月30日）から起算して30日（4月28日）までに、法定様式に従い「金銭給付等希望申出書」もしくは「借家権消滅希望申出書」を提出していただく必要があります。**なお、提出にあたっては、これらの権利を有することの証明書類の提出が必要となります。様式や必要書類については、事務局までお問合せください。



## 再開発組合の役員（理事・監事）の 立候補者を募集しています【4月6日まで】

設立総会において、組合の役員（理事・監事）を選任するにあたり、役員になって頂ける方を募集します。

○役員の数、任期について

理事：3名以上、監事：2名 / 5年（就任日から起算します）

○組合員以外の立候補について

理事3名以内、監事1名以内。組合員5人以上の推薦（連署した書面）が必要です。

○立候補できない者

- ・年齢25才未満
- ・成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ご意思のある方は、事務局（086-424-0111）までご連絡下さい。

【問い合わせ先】

倉敷市阿知 3-9-32（ふれあい広場）

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合 事務局

TEL 086-424-0111